

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
2-10-10	<p>地中連続壁工（柱列式）</p> <p>3 オーバーラップ配置の場合に、<u>請負者</u>は、隣接杭の材令が若く、固化材の強度が平均しているうちに掘孔しなければならない。</p> <p>8 <u>請負者</u>は、殻運搬処理を行うに<u>あたり</u>、運搬物が飛散しないよう<u>適正に処理</u>を行わなければならない。</p>	2-10-10	<p>地中連続壁工（柱列式）</p> <p>3 <u>オーバーラップ配置</u> オーバーラップ配置の場合に、<u>受注者</u>は、隣接杭の材令が若く、固化材の強度が平均しているうちに掘孔しなければならない。</p> <p>8 <u>殻運搬処理</u> <u>受注者</u>は、殻運搬処理を行うに<u>あたっては</u>、運搬物が飛散しないように、<u>適正な処置</u>を行わなければならない。</p>	<p>項目見出しの追記 文章表現の統一</p> <p>項目見出しの追記 文章表現の統一</p>
2-10-11	<p>仮水路工</p> <p>6 <u>請負者</u>は、仮設H鋼杭、鋼矢板等の引抜き跡を沈下など地盤の変状を生じないように空洞を砂等で<u>充てん</u>しなければならない。</p>	2-10-11	<p>仮水路工</p> <p>6 <u>杭・矢板等の引抜き跡の埋戻し</u> <u>受注者</u>は、仮設H鋼杭、鋼矢板等の引抜き跡を沈下など地盤の変状を生じないように空洞を砂等で<u>充填</u>しなければならない。</p>	<p>項目見出しの追記 語句の統一</p>
2-10-16	<p>トンネル仮設備工</p> <p>10 <u>請負者</u>は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた方法に従って、空気の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）目標レベルは3mg/m3以下とし、<u>中小断面のトンネル等のうち3mg/m3を達成することが困難と考えられるものについては、できるだけ低い値を目標レベルにすることとする。</u>また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。</p> <p>粉じん濃度等の測定結果は関係労働者の閲覧できる措置を講じなければならない。</p>	2-10-16	<p>トンネル仮設備工</p> <p>10 <u>換気等の効果確認</u> <u>受注者</u>は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた方法に従って、空気の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）目標レベルは3mg/m3以下とし、<u>掘削断面積が小さいため、3mg/m3を達成するのに必要な大きさ（口径）の風管又は必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、3mg/m3に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。</u>また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。</p> <p>粉じん濃度等の測定結果は関係労働者の閲覧できる措置を講じなければならない。</p>	<p>項目見出しの追記</p> <p>ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインの変更に伴う修正</p>
		2-10-23	<p><u>足場工</u> <u>受注者</u>は、<u>足場工の施工にあたり、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省平成21年4月）」</u>によるものとし、<u>足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。</u></p>	<p>足場工の追記</p>

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第11節 2-11-2	<p>軽量盛土工 請負者は、発砲スチロール等の軽量材の運搬を行うにあたり損傷を生じないようにしなければならない。仮置き時にあたっては飛散防止に努めるとともに、火気、油脂類を避け防火管理体制を整えなければならない。又、長期にわたり紫外線を受ける場合はシート等で被覆しなければならない。</p>	第11節 2-11-2	<p>軽量盛土工 <b>軽量材の損傷防止</b> 受注者は、発砲スチロール等の軽量材の運搬を行うにあたり損傷を生じないようにしなければならない。仮置き時にあたっては飛散防止に努めるとともに、火気、油脂類を避け防火管理体制を整えなければならない。また、長期にわたり紫外線を受ける場合はシート等で被覆しなければならない。</p>	<p>項目見出しの追記  文章表現の統一</p>
第12節 4-3-1	<p>工場製作工 一般事項 1 本節は、工場製作工として桁製作工、検査路製作工、鋼製伸縮継手製作工、落橋防止装置製作工、鋼製排水管製作工、橋梁用防護柵製作工、<b>橋梁用高柵製作工、横断歩道橋製作工、</b> casting fee、アンカーフレーム製作工、工場塗装工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p>2 <b>請負者は、製作に着手する前に、第1編1-1-4施工計画書第1項の施工計画書への記載内容に加えて、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項をそれぞれ記載し提出しなければならない。なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督職員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。</b></p> <p>3 <b>請負者は、鉄製品及び鉄鋼品の使用にあたって、設計図書に示す形状寸法のもので、有害なキズまたは著しいひずみ及び内部欠陥がないものを使用しなければならない。</b></p> <p>4 <b>主要部材とは、主構造と床組、二次部材とは、主要部材以外の二次的な機能を持つ部材をいうものとする。</b></p>	第12節 2-12-1	<p>工場製作工 <b>(共通)</b> 一般事項 本節は、工場製作工として、桁製作工、検査路製作工、鋼製伸縮継手製作工、落橋防止装置製作工、橋梁用防護柵製作工、アンカーフレーム製作工、<b>プレビュー用桁製作工</b>、鋼製排水管製作工、工場塗装工その他これらに類する工種について定める。</p>	

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
6-4-3-2	材料	2-12-2	材料	項目見出しの追記 JISマーク表示のないものみの記載とする。(H23年度改定より指定材料（第2編第1章一般事項の規定による材料確認）の定義がなくなったため)
1	<p>請負者は、鋼材の材料については、立会による材料確認を行わなければならない。なお、検査については代表的な鋼板の現物照合とし、それ以外はミルシート等帳票による員数照合、数値確認とし下記による。</p> <p>① 代表的な鋼板を下記の規格グループ毎に原則1枚（ロットによっては最高2枚まで）を現物立会による目視及びリンクマーク照合のうえ、機械試験立会のみを実施することとし、寸法その他の数値については全てミルシート等による確認とする。</p> <p>（規格グループ）</p> <p>第一グループ：SS400、SM400A、SM400B、SM400C（以上4規格）</p> <p>第二グループ：SM490A、SM490B、SM490C、SM490YA、SM490YB、SM520B、SM520C（以上7規格）</p> <p>第三グループ：SM570Q（以上1規格）</p> <p>② 代表的な鋼板以外は、全てミルシート等による員数照合、数値確認とする。</p> <p>③ 立会による材料確認結果を監督職員に提出するものとする。</p>	1	<p>材料確認</p> <p>受注者は、鋼材の材料について、第2編第1章一般事項の規定により材料確認を行わなければならない。なお、確認にあたり鋼材にJISマーク表示のないもの（JISマーク表示認証を受けていないもの、JISマーク表示品であってもマーク表示の確認ができないものも含む）については以下のとおり確認しなければならない。</p> <p>（1）鋼材に製造ロット番号等が記され、かつ、これに対応するミルシート等が添付されているものについては、ミルシート等による品質確認及び現物による員数、形状寸法確認によるものとする。なお、ミルシート等とは、鋼材の購入条件によりミルシートの原本が得られない場合のミルシートの写しも含むものとするが、この場合その写しが当該鋼材と整合していることを保証するものの氏名、捺印及び目付がっているものに限る。</p> <p>（2）鋼材の製造ロット番号等が不明で、ミルシート等との照合が不可能なものうち、主要構造部材として使用する材料については、機械試験による品質確認及び現物による員数、形状寸法確認による材料確認を行うものとする。なお、機械試験の対象とする材料の選定については監督職員と協議するものとする。（3）上記以外の材料については、現物による員数、形状寸法確認を行うものとする。</p>	
			2	項目見出しの追記
			3	項目見出しの追記
2	<p>請負者は、耐候性鋼材を溶接する場合は、耐候性鋼材用の溶接材料を用いなければならない。なお、被覆アーク溶接で施工する場合で次の項目に該当する場合は、低水素系溶接棒を使用するものとする。</p>		6	項目見出しの追記 CO <sub>2</sub> ガスシールドアーク溶接に用いるCO <sub>2</sub> ガスの追記
				表記の統一
				項目見出しの追記 CO <sub>2</sub> ガスシールドアーク溶接に用いるCO <sub>2</sub> ガスの追記

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
5	工場塗装工の材料については、 <u>下記</u> の規定によるものとする。 （1） <u>請負者</u> は、JISに適合した塗料を使用しなければならない。また <u>請負者</u> は、設計図書に特に明示されていない場合は、 <u>工事着手前</u> に色見本により監督職員の承諾を得なければならない。 （2） <u>請負者</u> は、塗料を直射日光を受けない場所に保管し、その取扱について、関係諸法令、 <u>諸法規</u> を遵守しなければならない。	7	<u>工場塗装工の材料</u> 工場塗装工の材料については、 <u>以下</u> の規定によるものとする。 （1） <u>受注者</u> は、JISに適合した塗料を使用しなければならない。また <u>受注者</u> は、設計図書に特に明示されていない場合は、 <u>施工前</u> に色見本により監督職員の承諾を得なければならない。 （2） <u>受注者</u> は、塗料を直射日光を受けない場所に保管し、その取扱について、関係諸法令 <u>及び</u> 諸法規を遵守しなければならない。	項目見出しの追記 表記の統一  「工事着手前」に行う必要がないため「施工前」に修正 表現の修正
2-3-1-4 1	桁製作工 製作加工については、 <u>下記</u> の規定によるものとする。  （2）工 作 ① <u>請負者</u> は、主要部材の板取りは、主たる応力の方向と圧延方向とが一致することを確認し、行わなければならない。ただし、圧延直角方向について、JIS G 3106（溶接構造用圧延鋼材）の機械的性質を満足する場合は、除くものとする。 また、連結板などの溶接されない部材についても除くものとする。 なお、板取りに関する資料を保管し、 <u>完成検査時</u> に提出しなければならない。 ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は、 <u>直ちに</u> 提示しなければならない。 ② <u>請負者</u> は、けがきにあたって、完成後も残るような場所にはタガネ・ポンチ傷をつけてはならない。 <u>これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</u> ③ <u>請負者</u> は、主要部材の切断を自動ガス <u>切断により行うものとする。</u> また、フィラー・タイプレート、形鋼、板厚10mm以下のガセット・プレート及び補剛材は、せん断により切断してよいが、切断線に肩落ち、かえり、不揃い等のある場合は縁割りまたはグラインダー仕上げを行って平滑に仕上げるものとする。 ④ <u>請負者</u> は、塗装される主要部材において組立てた後に自由縁となる切断面の角は1～2mmの直線または曲面状に面取りを行わなければならない。	2-1-2-3 1	桁製作工 <u>製作加工</u> 製作加工については、 <u>以下</u> の規定によるものとする。 （2）工 作 ① <u>受注者</u> は、主要部材の板取りにあたっては、主たる応力の方向と圧延方向とが一致することを確認しなければならない。ただし、圧延直角方向でJIS G 3106（溶接構造用圧延鋼材）の機械的性質を満足する場合は、 <u>連結板などの溶接されない部材について板取りする場合は、この限りではない。</u> また、連結板などの溶接されない部材についても除くものとする。 なお、板取りに関する資料を保管し、 <u>工事完成時</u> に提出しなければならない。 ただし、それ以外で監督職員または検査職員からの請求があった場合は、 <u>速やかに</u> 提示しなければならない。 ② <u>受注者</u> は、けがきにあたって、完成後も残るような場所にはタガネ・ポンチ傷をつけてはならない。 ③ <u>受注者</u> は、主要部材の切断を自動ガス <u>切断法、プラズマアーク切断法またはレーザー切断法により行わなければならない。</u> また、フィラー・タイプレート、形鋼、板厚10mm以下のガセット・プレート及び補剛材は、せん断により切断してよいが、切断線に肩落ち、かえり、不揃い等のある場合は縁割りまたはグラインダー仕上げを行って平滑に仕上げるものとする。 ④ <u>受注者</u> は、塗装される主要部材において組立てた後に自由縁となる切断面の角は <u>面取りを行うものとし、半径2mm以上の曲面仕上げを行うものとする。</u>	項目見出しの追記 語句の統一    文章表現の修正  語句の修正  道路橋示方書の改正による  道路橋示方書の改正による

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
	<p>⑥ <b>請負者</b>は、孔あけにあたって、設計図書に示す径にドリルまたはドリルとリーマ通しの併用により行わなければならない。ただし、二次部材（道示による）で板厚16mm以下の材片は、押抜きにより行うことができる。また、仮組立時以前に主要部材に設計図書に示す径を孔あけする場合は、<b>型板を使用するものとする。ただし、NC穿孔機を使用する場合は、型板を使用しなくてもよいものとする。</b>なお、孔あけによって孔の周辺に生じたまくれは削り取るものとする。</p> <p>（3）溶接施工</p> <p>① <b>請負者</b>は、溶接施工について各継手に要求される溶接品質を確保するよう、次の事項を施工計画書へ記載しなければならない。</p> <p>1) 鋼材の種類と特性 2) 溶接材料の種類と特性 3) 溶接作業者の保有資格 4) 継手の形状と精度 5) 溶接環境や使用設備 6) 溶接施工条件や留意事項</p> <p>（4）溶接施工試験</p> <p>① <b>請負者</b>は、次の事項のいずれかに該当する場合は、溶接施工試験を行わなければならない。ただし、二次部材については、除くものとする。なお、すでに過去に同等<b>または</b>それ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その溶接施工試験報告書について、監督職員の承諾を得た上で溶接施工試験を省略することができる。</p> <p>② <b>請負者</b>は、溶接施工試験にあたって、品質管理基準に規定された溶接施工試験項目から該当する項目を選んで行わなければならない。なお、供試鋼板の選定、溶接条件の選定その他は、<b>下記</b>によるものとする。</p> <p>（5）組立て</p> <p><b>請負者</b>は、部材の組立てにあたって、補助治具を有効に利用し、無理のない姿勢で組立溶接できるように考慮しなければならない。また支材やストロングバック等の異材を母材に<b>仮付</b>することは避けるものとする。やむを得ず<b>仮付</b>を行って母材を傷つけた場合は、本項（12）欠陥部の補修により補修するものとする。</p>		<p>⑥ <b>受注者</b>は、孔あけにあたって、設計図書に示す径にドリルまたはドリルとリーマ通しの併用により行わなければならない。ただし、二次部材（道示による）で板厚16mm以下の材片は、押抜きにより行うことができる。また、仮組立時以前に主要部材に設計図書に示す径を孔あけする場合は、<b>NC穿孔機または型板を使用するものとする。</b>なお、孔あけによって孔の周辺に生じたまくれは削り取るものとする。</p> <p>（3）溶接施工</p> <p>① <b>受注者</b>は、溶接施工について各継手に要求される溶接品質を確保するよう、次の事項を施工計画書へ記載しなければならない。</p> <p>1) 鋼材の種類<b>及び</b>特性 2) 溶接材料の種類<b>及び</b>特性 3) 溶接作業者の保有資格 4) 継手の形状<b>及び</b>精度 5) 溶接環境<b>及び</b>使用設備 6) 溶接施工条件<b>及び</b>留意事項</p> <p>（4）溶接施工試験</p> <p>① <b>受注者</b>は、<b>以下</b>の事項のいずれかに該当する場合は、溶接施工試験を行わなければならない。ただし、二次部材については、除くものとする。なお、すでに過去に同等<b>または</b>それ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その溶接施工試験報告書について、監督職員の承諾を得た上で溶接施工試験を省略することができる。</p> <p>② <b>受注者</b>は、溶接施工試験にあたって、品質管理基準に規定された溶接施工試験項目から該当する項目を選んで行わなければならない。なお、供試鋼板の選定、溶接条件の選定その他は、<b>以下</b>によるものとする。</p> <p>（5）組立て</p> <p><b>受注者</b>は、部材の組立てにあたって、補助治具を有効に利用し、無理のない姿勢で組立溶接できるように考慮しなければならない。また支材やストロングバック等の異材を母材に<b>溶接</b>することは避けるものとする。やむを得ず<b>溶接</b>を行って母材を傷つけた場合は、本項（12）欠陥部の補修により補修するものとする。</p>	<p>道路橋示方書の改正による</p> <p>表記の統一</p> <p>表記の統一</p> <p>表記の統一</p> <p>表記の統一</p> <p>表記の統一</p> <p>表記の統一</p> <p>道路橋示方書の改正による</p>

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
	<p>(6) 材片の組合わせ精度  <b>請負者</b>は、材片の組合わせ精度を、継手部の応力伝達が円滑で、かつ、継手性能が<b>満足</b>されるものに行なければならない。材片の組合わせ精度は<b>下記</b>の値とするものとする。ただし、施工試験によって誤差の許容量が確認された場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得たうえで下記の値以上とすることができる。</p> <p>(7) 組立溶接  <b>請負者</b>は、本溶接の一部となる仮付け溶接にあたって、本溶接を行う溶接作業者と同等の技術をもつ者を従事させ、使用溶接棒は、本溶接の場合と同様に管理しなければならない。<b>仮付け溶接のすみ肉（または換算）脚長は4mm以上とし、長さは80mm以上とするものとする。ただし、厚い方の板厚が12mm以下の場合、または次の式により計算した鋼材の溶接われ感受性組成<math>P_{CM}</math>が0.22%以下の場合、50mm以上とすることができるものとする。</b></p> <p>(9) 溶接施工上の注意                  ②<b>請負者</b>は、開先溶接及び主桁のフランジと腹板のすみ肉溶接等の施工にあたって、原則として部材と同等の開先を有するエンドタブを取付け、溶接の始端及び終端が溶接する部材上に入らないようにしなければならない。なお、エンドタブは、溶接終了後ガス切断法によって除去し、グラインダー仕上げするものとする。</p> <p>(11) 溶接の検査                  ④ <b>請負者</b>は、溶接ビード及びその周辺にいかなる場合も割れを発生させてはならない。割れの検査は肉眼で行うものとするが、疑わしい場合には、磁粉探傷<b>法</b>または浸透<b>液探傷法</b>により検査するものとする。</p>		<p>(6) 材片の組合わせ精度  <b>受注者</b>は、材片の組合わせ精度を、継手部の応力伝達が円滑で、かつ、継手性能が<b>確保</b>されるものに行なければならない。材片の組合わせ精度は<b>以下</b>の値とするものとする。ただし、施工試験によって誤差の許容量が確認された場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得たうえで下記の値以上とすることができる。</p> <p>(7) 組立溶接  <b>受注者</b>は、本溶接の一部となる組立溶接にあたって、本溶接を行う溶接作業者と同等の技術をもつ者を従事させ、使用溶接棒は、本溶接の場合と同様に管理しなければならない。<b>組立溶接のすみ肉脚長（すみ肉溶接以外の溶接にあつてはすみ肉換算の脚長）は4mm以上とし、長さは80mm以上とするものとする。ただし、厚い方の板厚が12mm以下の場合、または以下の式により計算した鋼材の溶接われ感受性組成<math>PCM</math>が0.22%以下の場合、50mm以上とすることができる。</b></p> <p>(9) 溶接施工上の注意                  ②<b>受注者</b>は、開先溶接及び主桁のフランジと腹板のすみ肉溶接等の施工にあたって、原則として部材と同等の開先を有するエンドタブを取付け、溶接の始端及び終端が溶接する部材上に入らないようにしなければならない。<b>エンドタブは、部材の溶接端部において所定の溶接品質を確保できる形状寸法の材片を使用するものとする。</b>なお、エンドタブは、溶接終了後ガス切断法によって除去し、グラインダー仕上げするものとする。                  ③<b>受注者は、完全溶込み開先溶接の施工においては、原則として裏はつりを行わなければならない。</b>                  ⑤<b>受注者は、完全溶込み開先溶接からすみ肉溶接に変化する場合など、溶接線内で開先形状が変化する場合には、開先形状の遷移区間を設けなければならない。</b></p> <p>(11) 溶接の検査                  ④ <b>受注者</b>は、溶接ビード及びその周辺にいかなる場合も割れを発生させてはならない。割れの検査は肉眼で行うものとするが、疑わしい場合には、磁粉探傷<b>試験</b>または浸透<b>探傷試験</b>により検査するものとする。</p>	<p>文章表現の修正                  語句の統一</p> <p>道路橋示方書の改正による</p> <p>道路橋示方書の改正による</p> <p>道路橋示方書の改正による</p> <p>道路橋示方書の改正による</p>

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
	<p>⑤ <b>請負者</b>は、主要部材の突合わせ継手及び断面を構成するT継手、かど継手に関しては、ビード表面にピットを発生させてはならない。その他のすみ肉溶接または部分溶込み<b>グルーブ</b>溶接に関しては、1継手につき3個、または継手長さ1mにつき3個まで許容するものとする。ただし、ピットの大きさが1mm以下の場合には、3個を1個として計算するものとする。</p>		<p>⑤ <b>受注者</b>は、主要部材の突合わせ継手及び断面を構成するT継手、かど継手に関しては、ビード表面にピットを発生させてはならない。その他のすみ肉溶接または部分溶込み<b>開先</b>溶接に関しては、1継手につき3個、または継手長さ1mにつき3個まで許容するものとする。ただし、ピットの大きさが1mm以下の場合には、3個を1個として計算するものとする。</p> <p>⑥ <b>外部きずの検査について、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じたJIS Z 2305（非破壊試験-技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。内部きずの検査について、放射線透過試験又は超音波探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じてJIS Z 2305（非破壊試験-技術者の資格及び認証）に基づく次の1)～3)に示す資格を有していなければならない。</b></p> <p>1)放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。</p> <p>2)超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。</p> <p>3)手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。</p>	<p>道路橋示方書の改正による</p> <p>道路橋示方書の改正による追記</p>
6-4-3-7 1	<p>橋梁用防護柵製作工 製作加工</p> <p>(1) 亜鉛<b>めっき</b>後に塗装仕上げをする場合</p> <p>② <b>請負者</b>は、亜鉛の付着量をJIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）Z 27の275g/m<sup>2</sup>（両面付着量）以上と<b>する</b>。その場合<b>請負者</b>は、<b>耐蝕性</b>が前述以上であることを確認しなければならない。</p>	2-12-7 1	<p>橋梁用防護柵製作工 製作加工</p> <p>(1) 亜鉛<b>めっき</b>後に塗装仕上げをする場合</p> <p>② <b>受注者</b>は、亜鉛の付着量をJIS G3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）Z27の275g/m<sup>2</sup>（両面付着量）以上と<b>しなければならない</b>。その場合受注者は、<b>亜鉛の付着量</b>が前述以上であることを確認しなければならない。</p>	
2-12-11 12	<p>工場塗装工</p> <p>(3) <b>請負者</b>は、同一工事、同一塗装系、<b>同一</b>塗装方法により塗装された500m<sup>2</sup>単位毎25点（1点当たり5回測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。</p> <p>(6) <b>請負者</b>は、<b>次</b>に示す要領により塗膜厚の判定をしなければならない。</p>	2-12-11 12	<p>工場塗装工</p> <p>(3) <b>受注者</b>は、同一工事、同一塗装系<b>及び</b>同一塗装方法により塗装された500m<sup>2</sup>単位毎25点（1点当たり5回測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。</p> <p>(6) <b>受注者</b>は、<b>以下</b>に示す要領により塗膜厚の判定をしなければならない。</p>	<p>表現の修正</p> <p>文章表現の統一</p>

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第4節 10-4-4-1	<p>鋼橋架設工 一般事項 1 本節は鋼橋架設工として地組工、架設工（クレーン架設）、架設工（ケーブルクレーン架設）、架設工（ケーブルエレクション架設）、架設工（架設桁架設）、架設工（送出し架設）、架設工（トラベラークレーン架設）、<u>支承工、現場継手工</u>その他これらに類する工種について定める<u>ものとする。</u></p> <p>2 <u>請負者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行い、その結果を監督職員に提出しなければならない。</u></p> <p>3 <u>請負者は、架設にあたっては、架設時の部材の応力と変形等を十分検討し、上部工に対する悪影響が無いことを確認しておかなければならない。</u></p> <p>4 <u>請負者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。</u></p>	第13節 2-13-1	<p>鋼橋架設工 一般事項 本節は、橋梁仮設工として、地組工、架設工（クレーン架設）、架設工（ケーブルクレーン架設）、架設工（ケーブルエレクション架設）、架設工（架設桁架設）、架設工（送出し架設）、架設工（トラベラークレーン架設）その他これらに類する工種について定める。</p> <p><u>2.～4.</u>（削除）</p>	削除 削除 削除
10-4-4-3	<p>地組工 1 地組部材の仮置きについては、<u>下記</u>の規定によるものとする。 （1）仮置き中に仮置き台からの転倒、他部材との接触による損傷がないように防護<u>するものとする。</u> （2）部材を仮置き中の重ね置きのために損傷を受けないように<u>するものとする。</u> （3）仮置き中に部材について汚損、腐食を生じないように対策を講じ<u>るものとする。</u> （4）仮置き中に部材に、損傷、汚損、腐食が生じた場合は、速やかに監督職員に報告し、取り替えまたは補修等の処置を講じ<u>るものとする。</u></p> <p>2 地組立については、<u>下記</u>の規定によるものとする。 （1）組立て中の部材を損傷のないように注意して取扱<u>うものとする。</u> （2）組立て中に損傷があった場合、速やかに監督職員に報告し、取り替え、または補修等の処置を講じ<u>るものとする。</u>  （3）<u>請負者</u>は本締めに先立って、橋の形状が設計に適合することを確認しなければならない。</p>	2-13-2	<p>地組工 1 <u>地組部材の仮置き</u> 地組部材の仮置きについては、<u>以下</u>の規定によるものとする。 （1）仮置き中に仮置き台からの転倒、他部材との接触による損傷がないように防護<u>しなければならない。</u> （2）部材を仮置き中の重ね置きのために損傷を受けないように<u>しなければならない。</u> （3）仮置き中に部材について汚損<u>及び</u>腐食を生じないように対策を講じ<u>なければならない。</u> （4）仮置き中に部材に、損傷、汚損<u>及び</u>腐食が生じた場合は、速やかに監督職員に報告し、取り替えまたは補修等の処置を講じ<u>なければならない。</u></p> <p>2 <u>地組立</u> 地組立については、<u>以下</u>の規定によるものとする。 （1）組立て中の部材を損傷のないように注意して取扱<u>わなければならない。</u> （2）組立て中に損傷があった場合、速やかに監督職員に報告し、取り替え、または補修等の処置を講じ<u>なければならない。</u> （3）<u>受注者</u>は本締めに先立って、橋の形状が設計に適合することを確認しなければならない。</p>	項目見出しの追記 表記の統一 語尾の修正 語尾の修正 表記の統一 語尾の修正 表記の統一 語尾の修正 語尾の修正 項目見出しの追記 表記の統一 語尾の修正 語尾の修正

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
10-		2-13-2		
4-4-4	架設工（クレーン架設） 2 桁架設については、 <u>下記</u> の規定によるものとする。 （1）架設した主桁に、横倒れ防止の処置を行なうものとする。 （3）ベント上に架設した橋体ブロックの一方は、橋軸方向の水平力をとり得る橋脚、もしくはベントに必ず固定するものとする。また、橋軸直角方向の横力は各ベントの柱数でとるよう検討するものとする。	2-13-2	架設工（クレーン架設） 2 <u>桁架設</u> 桁架設については、 <u>以下</u> の規定によるものとする。 （1）架設した主桁に、横倒れ防止の処置を行わなければならない。 （3）ベント上に架設した橋体ブロックの一方は、橋軸方向の水平力をとり得る橋脚、もしくはベントに必ず固定しなければならない。また、橋軸直角方向の横力は各ベントの柱数でとるよう検討しなければならない。	項目見出しの追記 表記の統一 語尾の修正  語尾の修正 語尾の修正
10-		2-13-2		
4-4-6	架設工（ケーブルエレクション架設） 2 桁架設については、 <u>下記</u> の規定による。	2-13-2	架設工（ケーブルエレクション架設） 2 <u>桁架設</u> 桁架設については、 <u>以下</u> の規定による。	項目見出しの追記 表記の統一
4-4-7	架設工（架設桁架設） 3 桁架設については、 <u>下記</u> の規定による。 （3）横取り工法 ① 横取り中の各支持点は、等間隔とし、各支持点が平行に移動するようにするものとする。 ② 横取り作業において、勾配がある場合には、おしみワイヤをとるものとする。	2-13-6	架設工（架設桁架設） 3 <u>桁架設</u> 桁架設については、 <u>以下</u> の規定による。 （3）横取り工法 ① 横取り中の各支持点は、等間隔とし、各支持点が平行に移動するようにしなければならない。 ② 横取り作業において、勾配がある場合には、おしみワイヤをとらなければならない。	項目見出しの追記 表記の統一  語尾の修正 語尾の修正
第3節	共通的工種	第14節	共通的工種	
2-3-7	植生工 1 種子散布は、 <u>ポンプを用いて基盤材（木質繊維ファイバー）等を厚さ1cm未満に散布するものとする。</u> 客土吹付は、 <u>ポンプまたはモルタルガンを用いて客土（黒ボク等）を厚さ1～3cmに吹付けるものとする。</u> 植生基材吹付工は、ポンプまたはモルタルガンを用いて植生基材（土、木質繊維等）、有機基材（パーク堆肥、ピートモス等）等を厚さ <u>1～10cm</u> に吹付けるものとする。	2-14-2	植生工 1 <u>一般事項</u> 種子散布は、 <u>主にトラック搭載型のハイドロシーダーと呼ばれる吹付機械を使用して、多量の用水を加えた低粘度スラリー状の材料を厚さ1cm未満に散布するものとする。</u> 客土吹付は、 <u>主にポンプを用いて高粘度スラリー状の材料</u> を厚さ1～3cmに吹付けるものとする。植生基材吹付工は、ポンプまたはモルタルガンを用いて植生基材（土、木質繊維等）、有機基材（パーク堆肥、ピートモス等）等を厚さ <u>3～10cm</u> に吹付けるものとする。	項目見出しの追記

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
2	請負者は、使用する材料の種類、品質、配合については、設計図書によらなければならない。また、工事实施の配合決定にあたっては、発芽率を考慮の上で決定し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	2	<u>植生用材料の種類、品質、配合</u> 受注者は、使用する材料の種類、品質及び配合については、設計図書によらなければならない。また、工事实施の配合決定にあたっては、発芽率を考慮の上で決定し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	項目見出しの追記 表記の統一
7	請負者は、張芝の施工に先立ち、施工箇所を不陸整正し、芝を張り、土羽板等を用いて地盤に密着させなければならない。次に湿気のある目土を表面に均一に散布し、土羽板等で打ち固めるものとする。	7	<u>張芝</u> 受注者は、張芝の施工に先立ち、施工箇所を不陸整正し、芝を張り、土羽板等を用いて地盤に密着させなければならない。次に湿気のある目土を表面に均一に散布し、土羽板等で打ち固めなければならない。	項目見出しの追記  語尾の修正
10	請負者は、夏季における晴天時の散水は、日中を避け朝または夕方に行うものとする。	10	<u>散水</u> 受注者は、夏季における晴天時の散水については、日中を避け朝または夕方に行わなければならない。	項目見出しの追記 表現の統一 語尾の修正
12	種子散布吹付工及び客土吹付工の施工については、以下の各号の規定によるものとする。  (1) 種子散布に着手する前に、法面の土壌硬度試験及び土壌試験（PH）を行い、その結果を監督職員に提出した後、着手するものとする。 (2) 施工時期については、設計図書によるものとするが、特に指定されていない場合は、乾燥期を避けるものとし、やむを得ず乾燥期に施工する場合は、施工後も継続した散水養生を行うものとする。	12	<u>種子散布吹付工及び客土吹付工</u> 受注者は、種子散布吹付工及び客土吹付工の施工については、以下の各号の規定によるものとする。 (1) 受注者は、種子散布に着手する前に、法面の土壌硬度試験及び土壌試験（PH）を行い、その結果を監督職員または検査職員に提出しなければならない。 (2) 受注者は、施工時期については、設計図書によるものとするが、特に指定されていない場合は、乾燥期を避けるものとし、やむを得ず乾燥期に施工する場合は、施工後も継続した散水養生を行わなければならない。	項目見出しの追記 語尾の修正 表記の統一  語尾の修正
13	厚層基材吹付の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	13	<u>植生基材吹付</u> 受注者は、植生基材吹付の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	項目見出しの追記 語尾の修正
14	(2) 請負者は、シート、マットの荷重によってシート、マットに破損が生じないように、ネットを取付けなければならない。	14	<u>植生シート工 植生マット工</u> (2) 受注者は、シート、マットが自重により破損しないように、ネットを取付けなければならない。	項目見出しの追記 表記の統一

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
16	<u>請負者</u> は、 <u>種子帯</u> の施工にあたり、帯の間隔を一定に保ち整然と施工しなければならない。	16	<u>植生筋の帯間隔</u> <u>受注者</u> は、 <u>植生筋</u> の施工にあたり、帯の間隔を一定に保ち整然と施工しなければならない。	項目見出しの追記
2-3-6	吹付工	2-14-3	吹付工	
1	<u>請負者</u> は、吹付工の施工にあたり、吹付け厚さが均等になるよう施工しなければならない。なお、コンクリート及びモルタルの配合は、設計図書によるものとする。	1	<u>一般事項</u> <u>受注者</u> は、吹付工の施工にあたり、吹付け厚さが均等になるよう施工しなければならない。なお、コンクリート及びモルタルの配合は、設計図書によるものとする。	項目見出しの追記 語尾の修正
6	<u>請負者</u> は、1日の作業の終了時及び休憩時には、吹付けの端部が次第に薄くなるように施工するものとし、これに打継ぐ場合は、この部分のごみ、泥土等吹付材の付着に害となるものを除去、清掃し、湿らせてから吹付けなければならない。	6	<u>作業中断時の吹付け端部処理</u> <u>受注者</u> は、1日の作業の終了時及び休憩時には、吹付けの端部が次第に薄くなるように施工するものとし、これに打継ぐ場合は、この部分のごみ、泥土等吹付材の付着に害となるものを除去及び清掃し、湿らせてから吹付けなければならない。	項目見出しの追記 表記の統一
7	<u>請負者</u> は、吹付け表面仕上げを行う場合には、吹付けた面とコンクリートまたは、モルタル等が付着するように仕上げるものとする。	7	<u>吹付け表面仕上げ</u> <u>受注者</u> は、吹付け表面仕上げを行う場合には、吹付けた面とコンクリートまたは、モルタル等が付着するように仕上げなければならない。	項目見出しの追記 語尾の修正
2-3-5	法枠工	2-14-4	法枠工	
2	<u>請負者</u> は、法枠工を盛土面に施工するにあたり、盛土表面を締固め、 <u>平滑</u> に仕上げなければならない。 <u>のり</u> 面を平坦に仕上げた後に部材を <u>のり</u> 面に定着し、すべらないように積み上げなければならない。	2	<u>法枠工の盛土面施工</u> <u>受注者</u> は、法枠工を盛土面に施工するにあたり、盛土表面を締固め、 <u>平坦</u> に仕上げなければならない。 <u>法</u> 面を平坦に仕上げた後に部材を <u>法</u> 面に定着し、すべらないように積み上げなければならない。	項目見出しの追記 表現の修正 表記の統一
10	<u>請負者</u> は、枠内に玉石などを詰める場合は、クラッシュラン等で空隙を <u>充填</u> しながら施工しなければならない。	10	<u>枠内の玉石詰め</u> <u>受注者</u> は、枠内に玉石などを詰める場合は、クラッシュラン等で空隙を <u>充填</u> しながら施工しなければならない。	項目見出しの追記 表現の修正
11	<u>請負者</u> は、枠内にコンクリート版などを張る場合は、法面との空隙を生じないように施工しなければならない。また、枠とコンクリート板との空隙は、モルタルなどで <u>充填</u> しなければならない。	11	<u>枠内のコンクリート版張り</u> <u>受注者</u> は、枠内にコンクリート版などを張る場合は、法面との空隙を生じないように施工しなければならない。また、枠とコンクリート板との空隙は、モルタルなどで <u>充填</u> しなければならない。	項目見出しの追記 表現の修正

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
16	<p>請負者は、吹付け表面仕上げを行う場合には、吹付けた面とコンクリートまたはモルタル等が付着するように仕上げるものとする。</p>	16	<p><b>吹付け表面仕上げ</b> 受注者は、吹付け表面仕上げを行う場合には、吹付けた面とコンクリートまたはモルタル等が付着するように仕上げなければならない。</p>	<p>項目見出しの追記 語尾の修正</p>
10-1-4-6	<p>アンカー工</p>	2-1-4-6	<p>アンカー工</p>	
1	<p>請負者は、アンカー工の施工に際しては、<b>工事着手前</b>に法面の安定、地盤の状況、地中障害物、湧水を調査しなければならない。</p>	1	<p><b>施工前の調査</b> 受注者は、アンカー工の施工に際しては、<b>施工前</b>に法面の安定、地盤の状況、地中障害物及び湧水を調査しなければならない。</p>	<p>項目見出しの追記 「工事着手前」に行う必要がないため「施工前」に修正 表記の統一 項目見出しの追記</p>
2	<p>請負者は、本条1項の調査を行った結果、<b>異常を発見した場合には状況を監督職員に報告し、その処理対策については監督職員の指示によらなければならない。</b></p>	2	<p><b>異常時の処置</b> 受注者は、本条1項の調査を行った結果、<b>異常を発見し設計図書に示された施工条件と一致しない場合は、速やかに監督職員に協議しなければならない。</b></p>	<p>項目見出しの追記</p>
3	<p>請負者は、アンカーの削孔に際して、設計図書に示された位置、削孔径、長さ、方向で施工し、周囲の地盤を乱さないよう施工しなければならない。</p>	3	<p><b>アンカーの削孔</b> 受注者は、アンカーの削孔に際して、設計図書に示された位置、削孔径、長さ及び方向で施工し、周囲の地盤を乱さないよう施工しなければならない。</p>	<p>項目見出しの追記 表記の統一</p>
10	<p>請負者は、孔内グラウトに際しては、設計図書に示されたグラウトを最低部から注入するものとし、削孔内の排水、排気を確実にを行い所定のグラウトが孔口から排出されるまで作業を中断してはならない。</p>	10	<p><b>孔内グラウト</b> 受注者は、孔内グラウトに際しては、設計図書に示されたグラウトを最低部から注入するものとし、削孔内の排水及び排気を確実にを行い所定のグラウトが孔口から排出されるまで作業を中断してはならない。</p>	<p>項目見出しの追記 表記の統一</p>
11	<p>請負者は、アンカーの緊張・定着についてはグラウトが所定の強度に達したのち緊張力を与え、<b>多サイクル試験</b>、確認試験、定着時緊張力確認試験等により、変位特性を確認し、所定の有効緊張力が得られるよう緊張力を与えなければならない。なお、試験方法は「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第8章試験」によるものとする。</p>	11	<p><b>アンカーの緊張・定着</b> 受注者は、アンカーの緊張・定着についてはグラウトが所定の強度に達したのち緊張力を与え、<b>適性試験</b>、確認試験、定着時緊張力確認試験等により、変位特性を確認し、所定の有効緊張力が得られるよう緊張力を与えなければならない。なお、試験方法は「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第8章試験」<b>（地盤工学会、平成24年5月）</b>による。</p>	<p>項目見出しの追記 適用諸基準の改正 適用諸基準の改正</p>

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第5節 10-1-5-1	擁壁工 一般事項 1 本節は、擁壁工として <u>作業土工、既製杭工、場所打杭工、現場打擁壁工</u> 、プレキャスト擁壁工、補強土壁工、井桁ブロック工その他これらに類する工種について定める <u>ものとする。</u> 2 <u>請負者は、擁壁工の施工にあたっては、道路土工—擁壁工指針 2-5・3-4 施工一般及び土木構造物標準設計 第2巻 解説書4、3 施工上の注意事項の規定によらなければならない。</u>	第15節 2-15-1	<u>擁壁工（共通）</u> 一般事項 本節は、擁壁工としてプレキャスト擁壁工、補強土壁工、井桁ブロック工その他これらに類する工種について定める。 2 <u>（削除）</u>	削除
10- 1-5-7	補強土壁工 2 盛土材については設計図書に <u>よるものとする。</u> 請負者は、盛土材の巻出しに先立ち、予定している盛土材料の確認を行い、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。 6 <u>請負者は、面状補強材の引張り強さを考慮しない盛土縦断方向については、設計図書で特に定めのある場合を除き、面状補強材に5cm程度の重ね合せ幅を確保するものとする。</u> 7 <u>請負者は、現場の状況や曲線、隅角などの折れ部により設計図書に示された方法で補強材を敷設することが困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。なお、やむを得ず隣り合う面状補強材との間に隙間が生じる場合においても、盛土の高さ方向に隙間が連続しないように敷設しなければならない。</u>	2-15-3 2	補強土壁工 2 <u>盛土材料の確認</u> 盛土材については設計図書に <u>よらなければならない。</u> 受注者は、盛土材の巻出しに先立ち、予定している盛土材料の確認を行い、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。 6 <u>面状補強材の重ね合せ幅</u> 受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮しない盛土縦断方向については、設計図書で特に定めのある場合を除き、面状補強材に5cm程度の重ね合せ幅を確保 <u>しなければならない。</u> 7 <u>補強材の曲線、隅角部の処置</u> 受注者は、現場の状況や曲線、隅角などの折れ部により設計図書に示された方法で補強材を敷設することが困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。 8 <u>補強材隙間の防止</u> 受注者は、 <u>補強材を敷設する時は場合</u> 、やむを得ず隣り合う面状補強材との間に隙間が生じる場合においても、盛土の高さ方向に隙間が連続しないように敷設しなければならない。	項目見出しの追記 語尾の修正 項目見出しの追記 語尾の修正 項目見出しの追記 項目見出しの追記
第2節 6-2-2-1	<u>浚渫工（ポンプ浚渫船）</u> 一般事項 1 本節は、浚渫工（ポンプ浚渫船・グラブ船）として浚渫船運転工（ <u>民船・官船、作業船及び機械運転工</u> 、配土工その他これらに類する工種について定める <u>ものとする。</u>	第16節 2-16-1	<u>浚渫工（共通）</u> 一般事項 本節は、浚渫工として配土工、浚渫船運転工その他これらに類する工種について定める。	

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
6-	2	請負者は、浚渫の作業位置、測量、サンプリング調査、数量、浚渫船、浚渫土砂、余水処理については、設計図書によらなければならない。	2.～7.（削除）	削除
	3	請負者は、浚渫工の施工については、洪水に備え浚渫船、作業船及び作業に使用する機材の流出防止や洪水流下のさまたげにならないよう、工事着手前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。		削除
	4	請負者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、すみやかに取り除かななければならない。		削除
	5	請負者は、浚渫工の施工については、施工区域に標識及び量水標を設置しなければならない。		削除
	6	請負者は、浚渫工の施工において、濁水位、平水位、最高水位、潮位及び流速・風浪等の水象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査をしなければならない。		削除
	7	請負者は、流水中の浚渫工の施工において、船の固定、浚渫時の河水汚濁等についての対策を講じなければならない。		削除
	2-2-4	配土工 3 請負者は、排送管の保守にあたり、排送管からの漏水により、堤体に悪影響を与えないよう、または付近が汚染されないようにしなければならない。		2-16-2
6-2-2-2	浚渫船運転工 1 請負者は、ポンプ浚渫の施工においては、浚渫箇所浚渫作業の障害となるものを発見した場合には、直ちに設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。 2 請負者は、ポンプ浚渫の施工においては、浚渫箇所の土質に変化が認められた場合には、速やかに設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。 3 請負者は、ポンプ浚渫の施工においては、施工中は絶えず水位または潮位の変化に注意し、計画深度を誤らないようにしなければならない。	2-16-3	浚渫船運転工 1 障害物発見時の処置 受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ浚渫及びバックホウ浚渫船）の施工においては、浚渫箇所に浚渫作業の障害となるものを発見した場合には、直ちに設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。 2 土質変化時の処置 受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ浚渫及びバックホウ浚渫船）の施工においては、浚渫箇所の土質に変化が認められた場合には、速やかに設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。 3 計画深度の施工 受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ浚渫及びバックホウ浚渫船）の施工においては、施工中は絶えず水位または潮位の変化に注意し、計画深度を誤らないようにしなければならない。	項目見出しの追記 第6編河川編第2章浚渫（河川）に表現を統一  項目見出しの追記 第6編河川編第2章浚渫（河川）に表現を統一  項目見出しの追記 第6編河川編第2章浚渫（河川）に表現を統一

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
		4	<p><u>浚渫の作業位置の随時確認</u>            受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ浚渫及びバックホウ浚渫船）の施工においては、浚渫の作業位置を随時確認できるようにし、監督職員が作業位置の確認を求めた場合は、設計図書にその位置を示さなければならない。</p>	第6編河川編第2章 浚渫（河川）に整合
		5	<p><u>堤防、護岸等の損傷防止</u>            受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ浚渫及びバックホウ浚渫船）の施工に使用する浚渫船の固定、排送管の布設においては、堤防、護岸等に損傷を与えないようにしなければならない。</p>	第6編河川編第2章 浚渫（河川）に整合
		6	<p><u>余掘りの抑制</u>            受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ浚渫及びバックホウ浚渫船）の浚渫箇所仕上げ面付近の施工については、過掘りを少なくするようにしなければならない。また、構造物周辺において過掘りした場合は、構造物に影響のないように埋戻さなければならない。</p>	第6編河川編第2章 浚渫（河川）に整合
		7	<p><u>船舶への支障防止</u>            受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船）の施工において、排送管を水上に設置する場合は、航行する船舶に支障のないようにしなければならない。</p>	第6編河川編第2章 浚渫（河川）に整合
		8	<p><u>堤防の浸潤及び堤体漏水の防止</u>            受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ浚渫及びバックホウ浚渫船）の排泥において、排泥とともに排出される水によって堤防が浸潤や堤体漏水を生じないように施工しなければならない。</p>	第6編河川編第2章 浚渫（河川）に整合
		9	<p><u>浚渫数量の確認</u>            受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ浚渫及びバックホウ浚渫船）の浚渫数量の確認については、浚渫後の施工断面による跡坪測定の結果によらなければならない。ただし、施工後の浚渫断面による浚渫数量の確認ができない場合には、排土箇所の表測結果により確認しなければならない。この場合、浚渫土砂の沈下が確認された場合には、この沈下量を含むものとする。</p>	第6編河川編第2章 浚渫（河川）に整合

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第12節 6-8-12-2	植栽維持工 材 料 1 請負者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料及び薬剤については、施工前に監督職員に品質を証明する資料等の、確認を得なければならない。 なお、薬剤については農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づくものとしなければならない。	第17節 2-17-2	10 出来高数量 受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ浚渫及びバックホウ浚渫船）の施工において、設計図書に示す浚渫計画断面のほかに過掘りがあっても、その部分は出来高数量としてはならない。 11 浚渫済み箇所の堆砂の処置 受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船、グラブ浚渫及びバックホウ浚渫船）の施工において、浚渫済みの箇所に堆砂があった場合は、監督職員の出来高確認済の部分を除き、再施工しなければならない。	第6編河川編第2章浚渫（河川）に整合  第6編河川編第2章浚渫（河川）に整合
1		1 一般事項 受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督職員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。なお、薬剤については農薬取締法（平成19年3月改正法律第8号）に基づくものでなければならない。	2 客土及び間詰土 客土及び間詰土は育成に適した土壌とし、有害な粘土、瓦礫、ごみ、雑草、さき根等の混入及び病虫害等に侵されていないものでなければならない。	項目見出しの追記  適用法令の改正
3	3 請負者は、樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類は、現場搬入時に監督職員の確認を受けなければならない。	3 補植用樹木類 樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類は、植樹に耐えるようあらかじめ移植または、根回した細根の多いもので、樹形が整い、樹勢が盛んで病虫害のない栽培品でなければならない。 4 樹木類の受入検査 受注者は、樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類については、現場搬入時に監督職員の確認を受けなければならない。また、必要に応じ現地（栽培地）において監督職員が確認を行うが、この場合監督職員が確認してもその後の堀取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。		客土及び間詰土の追記  補植用樹木類の追記  項目見出しの追記  文章表現の修正

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
4	<p>樹木類の形状寸法は、主として樹高、枝張り幅、幹周とする。樹高は、樹木の樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高とし、一部の突き出した枝は含まないものとする。なお、ヤシ類等の特種樹にあって「幹高」と特記する場合は幹部の垂直高とする。</p> <p>幹周は、樹木の幹の周長とし、根幹の上端より1.2m上がりの位置を測定するものとし、この部分に枝が分岐しているときは、その上部を測定するものとする。また、幹が2本以上の樹木の場合においては、各々の幹周の総和の70%をもって幹周とする。</p> <p>なお、株立樹木の幹が、指定本数以上あった場合、各々の幹周の太い順に順次指定数まで測定し、その総和の70%の値を幹周とする。</p>	5	<p><b>樹木類の形状寸法</b> 樹木類の形状寸法は、主として樹高、枝張り幅、幹周とする。樹高は、樹木の樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高とし、一部の突き出した枝は含まないものとする。なお、ヤシ類などの特種樹において特記する幹高は、幹部の垂直高とする。 <u>枝張り幅は、樹木の四方面に伸長した枝の幅とする。測定方向により幅に長短がある場合は、最長と最短の平均値とするが、一部の突出した枝は含まないものとする。</u> 幹周は、樹木の幹の根鉢の上端より1.2m上りの位置の周長とする。この位置で枝が分岐しているときは、その上部の測定値を幹周とし、また、幹が2本以上の樹木の場合においては、各々の幹周の総和の70%をもって幹周とする。</p> <p>なお、株立樹木の幹が設計図書において指定された本数以上あった場合、個々の幹周の太い順に順次指定された本数まで測定し、その総和の70%の値を幹周とする。</p>	項目見出しの追記  枝張り幅を追記
		2-17-3	<p><b>樹木・芝生管理工</b></p>	樹木・芝生管理工の追記
		5	<p><b>施工</b> <u>受注者は、樹木の掘取り、荷造り及び運搬、植付けにあたり、1日の植付け量を考慮し、迅速に施工しなければならない。</u></p>	
		6	<p><b>施工上の注意</b> <u>受注者は、樹木、株物、その他植物材料であって、当日中に植栽できないものについては、仮植えまたは養生をし、速やかに植えなければならない。</u></p>	
		7	<p><b>補植、移植の施工</b> <u>受注者は、補植、移植の施工にあたり、樹木類の鉢に応じて、余裕のある植穴を掘り、瓦礫、不良土等の生育に有害な雑物を取り除き、植穴底部は耕して植付けなければならない。</u></p>	
		8	<p><b>樹木の植え込み</b> <u>樹木の植え込みは、根鉢の高さを根の付け根の最上端が土に隠れる程度に間土等を用いて調整するものとし、深植えを行ってはならない。また、現場に応じて見栄えがよく植穴の中心に植え付けなければならない。</u></p>	

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
		9	<p><b>移植先の土壌</b>                      受注者は、移植先の土壌に問題があった場合は監督職員に報告し、必要に応じて客土・肥料・土壌改良剤を使用する場合は根の周りに均一に施工し、施肥は肥料が直接樹木の根に触れないようにし均等に行わなければならない。</p>	
		10	<p><b>湧水発生時の処置</b>                      受注者は、補植、移植の植穴の掘削において湧水が認められた場合は、直ちに監督職員に連絡し協議しなければならない。</p>	
		11	<p><b>補植、移植の施工</b>                      受注者は、補植、移植の施工については、地下埋設物に損傷を与えないよう特に注意し、万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、ただちに応急措置を行い、関係機関へ通報を行うとともに、監督職員に連絡し指示を受けなければならない。なお、修復に関しては、受注者の負担で行わなければならない。</p>	
		12	<p><b>補植、移植の植え付けの際の水極め</b>                      受注者は、補植、移植の植え付けの際の水極めについては、樹木に有害な雑物を含まない水を使用し木の棒等でつくなど、根の回りに隙の生じないように土を流入させなければならない。</p>	
		13	<p><b>補植、移植の埋戻し完了後の処置</b>                      受注者は、補植、移植の埋戻し完了後は、地均し等を行い、根元の周囲に水鉢を切って仕上げなければならない。なお、根元周辺に低木等を植栽する場合は、地均し後に植栽しなければならない。</p>	
		14	<p><b>余剰枝の剪定、整形</b>                      受注者は、補植、移植の施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行わなければならない。</p>	
		15	<p><b>幹巻き</b>                      受注者は、幹巻きする場合は、こもまたはわらを使用する場合、わら縄またはシュロ縄で巻き上げるものとし、緑化テープを使用する場合は緑化テープを重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。</p>	

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
		16	<p><b>支柱の設置</b>            受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱との取付け部については、杉皮等を巻きしゆるなわを用いて動かぬよう結束しなければならない。</p>	
		17	<p><b>移植の施工</b>            受注者は、移植の施工については、掘取りから植付けまでの期間の樹木の損傷、乾燥及び鉢崩れを防止しなければならない。</p>	
		18	<p><b>施肥、灌水薬剤、散布の施工</b>            受注者は、施肥、灌水及び薬剤散布の施工にあたり、施工前に施工箇所の状況を調査するものとし、設計図書に示す使用材料の種類、使用量等が施工箇所に適さない場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p>	
		19	<p><b>施肥の施工前作業</b>            受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やゴミ等の除去及び除草を行わなければならない。</p>	
		20	<p><b>施肥の施工上の注意</b>            受注者は、施肥の施工については、所定の種類の肥料を根鉢の周りに過不足なく施用することとし、肥料施用後は速やかに覆土しなければならない。なお、施肥のための溝掘り、覆土については、樹幹、樹根に損傷を与えないようにしなければならない。また、奇植等で密集している場合は、施工方法について監督職員の指示を受けなければならない。</p>	
		21	<p><b>薬剤散布の通知方法</b>            受注者は、薬剤散布の施工については、周辺住民への周知の方法等について、施工前に監督職員に連絡のうえ、必要に応じて監督職員の指示を受けなければならない。</p>	
		22	<p><b>薬剤散布の気象制限</b>            受注者は、薬剤散布の施工については、降雨時やその直前、施工直後に降雨が予想される場合、強風時を避けるものとし、薬剤は葉の裏や枝の陰等を含め、むらのないように散布しなければならない。</p>	

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
		23	<p><u>薬剤の取り扱い</u>  <u>受注者は、薬剤散布に使用する薬剤の取り扱いについては、関係法令等に基づき適正に行わなければならない。</u></p>	
		24	<p><u>植栽樹木の植替え</u>  <u>（1）受注者は植栽樹木等が工事完成引渡し後、1年以内に枯死または形態不良となった場合には、当初植栽した樹木等と同等、またはそれ以上の規格のものに受注者の負担において植替えなければならない。</u>  <u>（2）植栽等の形態不良とは、枯死が樹冠部の2/3以上となったもの、及び通直な主幹をもつ樹木については、樹高の概ね1/3以上の主幹が枯れたものとする。この場合枯枝の判定については、前記同様の状態となることが確実に想定されるものも含むものとする。</u>  <u>（3）枯死、または形態不良の判定は、発注者と受注者が立会の上行うものとし、植替えの時期については、発注者と協議しなければならない。</u>  <u>（4）暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動等の天災により流失、折損または倒木した場合にはこの限りではない。</u></p>	
		25	<p><u>植栽帯盛土の施工</u>  <u>受注者は、植栽帯盛土の施工にあたり、客土の施工は、客土を敷均した後ローラ等を用い、植栽に支障のない程度に締固め、所定の断面に仕上げなければならない。</u></p>	
		26	<p><u>樹名板</u>  <u>受注者は、樹名板の設置については、支柱及び樹木等に視認しやすい場所に据え付けなければならない。</u></p>	
		27	<p><u>交通障害の防止</u>  <u>受注者は、一般通行者及び車両等の交通の障害にならないように施工しなければならない。</u></p>	

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第9節 6-4-9-2 1	<p>床版工 床版工 鉄筋コンクリート床版については、<u>下記</u>の規定によるものとする。</p> <p>(2) 施工に先立ち、あらかじめ桁上面の高さ、幅、配置等を測量し、桁の出来形を確認<u>するものとする</u>。出来形に誤差のある場合、その処置について設計図書に関して監督職員と協議<u>するものとする</u>。</p> <p>(3) コンクリート打込み中、鉄筋の位置のずれが生じないように十分配慮<u>するものとする</u>。</p> <p>(4) スペースは、コンクリート製もしくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有<u>するものとする</u>。なお、それ以外のスペースを使用する場合はあらかじめ設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。スペースは、1m<sup>2</sup>当たり4個を配置の目安とし、組立<u>または</u>コンクリートの打込み中、その形状を保つ<u>ようにしなければならない</u>。</p> <p>(5) 床版には、排水桝及び吊金具等が埋設されるので、設計図書を確認してこれらを設置し、コンクリート打込み中移動しないよう堅固に固定<u>するものとする</u>。</p> <p>(6) コンクリート打込み作業にあたり、コンクリートポンプを使用する場合は下記によるものとする。 ① ポンプ施工を理由に<u>強度及びスランプ等</u>コンクリートの品質を下げてはならない。</p> <p>(7) 橋軸方向に平行な打継目は作ってはならない。</p> <p>(8) 橋軸直角方向は、一直線状になるよう打込<u>むものとする</u>。</p> <p>(12) <u>請負者</u>は、床版コンクリート打設前及び完了後、キャンパーを測定し、その記録を整備・保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示<u>しなければならない</u>。</p>	第18節 2-18-2 1	<p>床版工 床版工 <b>鉄筋コンクリート床版</b> 鉄筋コンクリート床版については、<u>以下</u>の規定によるものとする。</p> <p>(2) <u>受注者は</u>、施工に先立ち、あらかじめ桁上面の高さ、幅、配置等を測量し、桁の出来形を確認<u>しなければならない</u>。出来形に誤差のある場合、その処置について設計図書に関して監督職員と協議<u>しなければならない</u>。</p> <p>(3) <u>受注者は</u>、コンクリート打込み中、鉄筋の位置のずれが生じないように十分配慮<u>しなければならない</u>。</p> <p>(4) <u>受注者は</u>、スペースについては、コンクリート製もしくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するもの<u>としなければならない</u>。なお、それ以外のスペースを使用する場合はあらかじめ設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。スペースは、1m<sup>2</sup>当たり4個を配置の目安とし、組立<u>及び</u>コンクリートの打込み中、その形状を保つ<u>ものとする</u>。</p> <p>(5) <u>受注者は</u>、床版には、排水桝及び吊金具等が埋設されるので、設計図書を確認してこれらを設置し、コンクリート打込み中移動しないよう堅固に固定<u>しなければならない</u>。</p> <p>(6) コンクリート打込み作業にあたり、コンクリートポンプを使用する場合は下記によるものとする。 ① ポンプ施工を理由にコンクリートの品質を下げてはならない。</p> <p>(7) <u>受注者は</u>、<u>コンクリート打込み作業にあたり</u>、橋軸方向に平行な打継目は作ってはならない。</p> <p>(8) <u>受注者は</u>、<u>コンクリート打込み作業にあたり</u>、橋軸直角方向は、一直線状になるよう打込<u>まなければならない</u>。</p> <p>(12) <u>受注者は</u>、床版コンクリート打設前及び完了後、キャンパーを測定し、その記録を整備<u>及び</u>保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示<u>しなければならない</u>。</p>	<p>項目見出しの追記 文章表現の修正</p> <p>文章表現の修正 語尾の修正</p> <p>語尾の修正 文章表現の修正 語尾の修正 文章表現の修正</p> <p>語尾の修正</p> <p>表記の統一 語尾の修正 文章表現の修正</p> <p>語尾の修正</p> <p>文章表現の修正</p> <p>文章表現の修正</p> <p>語尾の修正 表記の統一 語尾の修正</p>

土木工事共通仕様書（第3編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
2	<p>鋼床版については、<u>下記</u>の規定によるものとする。</p> <p><u>(2) 縦リブの最小板厚は、8mmとするものとする。ただし、腐食環境が良好な場合は、閉断面立てリブの最小板厚を6mmとすることができるものとする。</u></p>	2	<p><del>鋼床版</del></p> <p>鋼床版については、<u>以下</u>の規定によるものとする。</p> <p><u>(2) 削除</u></p>	<p>項目見出しの追記表記の統一</p> <p>縦リブの最小板厚を削除</p>